資料６

モニタリング措置の考え方について

隔離距離による交雑防止措置を講じようと考えている栽培実験作物のうち、イネ及びダイズについては、食品安全性承認作物でない又は飼料安全性承認作物でない第１種使用規程承認作物が栽培実験対象作物である場合は、モニタリング措置を実施するものとし、その具体的な内容は、次のようにしてはどうか。

１．指標作物の栽培

① 研究所と外部との境界近くに交雑を確認するための同種栽培作物等（以下「指標作物」という。）を、開花期が重複するように栽培する。

② 栽培実験に用いる第１種使用規程承認作物の開花期間に、指標作物の開花期間が重複していることを確認する。

２．交雑確認の方法

交雑しているか否かの確認は、指標作物の種子を収穫し、そのうち少なくとも１万粒を抽出（キセニア現象が生ずるものについては、抽出した１万粒のうちキセニア現象が生じている種子を抽出）し、次のいずれかの方法により確認するものとする。

① 栽培実験対象作物の導入遺伝子を特異的に検知できるＰＣＲなどの分析方法

② 栽培実験対象作物の導入形質が薬剤耐性の場合は、薬剤耐性の有無による確認

モニタリング措置のイメージ
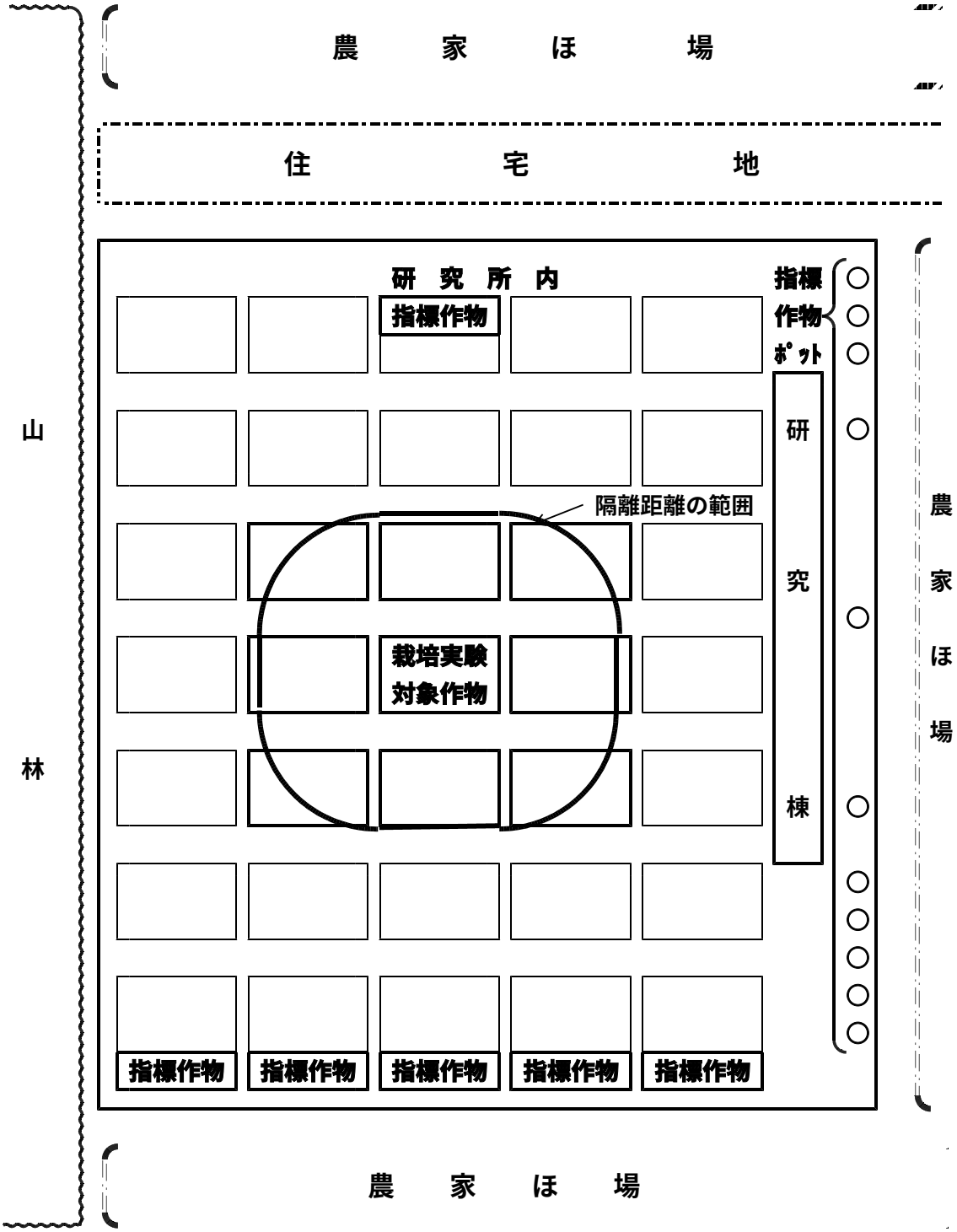
指標作物は、研究所周辺の状況に応じて配置。境界近くの区画の境界側に栽培するか、ポットを配置し、全体で少なくとも１万粒確保する。